

【ひとり親世帯等について】

ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に以下の該当者がいる世帯をいいます。また、**該当の場合**は、申請書裏面の「私立幼稚園等補助金に関する調書(第2号様式)」における太枠内「世帯の状況」の確認欄(□)にチェック(☑)を記入し、以下①～⑥のいずれかの番号を該当項目にご記入ください。ひとり親世帯等のうち、第2～4区分の第1子及び第4区分の第2子については、下表の二重線のとおり増額されます。その他の区分は、申請による増額はありません。

(記入例) ☑ひとり親世帯等として申請します【該当項目： ①】

- ① ひとり親世帯である(配偶者のいない保護者で、現に児童を扶養している者) ※1
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている ※2
- ③ 療育手帳の交付を受けている ※2
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ※2
- ⑤ 特別児童扶養手当を受給している ※2
- ⑥ 国民年金の障害基礎年金を受給している ※2

※1 保護者が監護、養育している者(当該園児と兄弟関係を有しない者)を含む。

※2 在宅障害児又は在宅障害者に限る。

〇ひとり親世帯等の保育料補助金一覧表(令和5年度)

◀東京都認定の幼稚園類似施設▶

(円)

区分	特別区民税額 (世帯の合計税額)	保育料補助金(年額)※都・区合計額 下段の()内は都補助額		
		第1子	第2子(兄・姉が 1人いる世帯)	第3子以降(兄・ 姉が2人以上い る世帯)
1	生活保護世帯等	304,800	304,800	304,800
2	非課税	<u>304,800</u>	304,800	304,800
3	均等割のみ (年収約270万円未満)	<u>304,800</u>	304,800	304,800
4	所得割77,101円未満 (年収約360万円未満)	<u>268,800</u>	<u>304,800</u>	304,800
5	所得割211,201円未満 (年収約680万円未満)	252,000	252,000	297,600
6	所得割256,301円未満 (年収約730万円未満)	252,000	252,000	290,400
7	上記区分以外の世帯	252,000	252,000	252,000

※ 4月分から8月分までは「令和4年度特別区民税所得割課税額」から判定し、9月分から3月分までは「令和5年度特別区民税所得割課税額」から判定します。

※ 新宿区の税率と異なる市から転入された場合は、新宿区の税率で計算し階層判定します。

※ 住所が国外にあった場合、収入により税額を仮計算します。

※ 「特別区民税所得割課税額」は、地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額で判定します。

※ 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給をいいます。

※ 「多子の対象となる子どもの範囲」は、保護者と生計を一にする者としてします。

上記区分5～7については、4月～9月は、小学校3年生以下の兄弟が多子算定の対象となります。

※ 上記表のうち太枠で囲みのある区分については、補助対象経費にその他納付金(ただし、東京都補助分まで)を含みます。

その他納付金：園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限りません。具体的には施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等です。なお、一部の幼児を対象とするもの及び実費負担に当たるものは除きます。